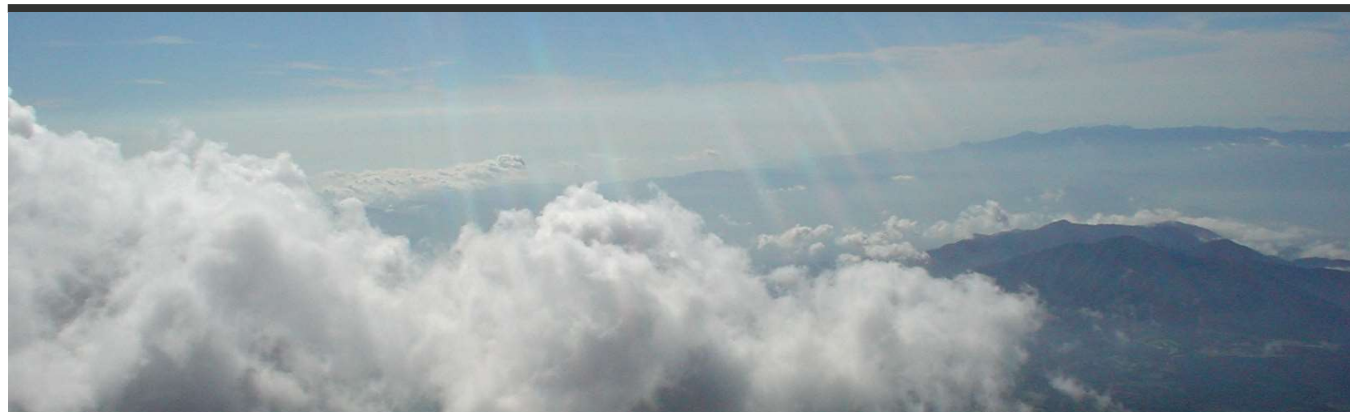


経営者保証のない融資の促進に向けた新制度



2022/11/2 付け日経新聞記事

2022/11/2 発行の日本経済新聞で「『経営者保証』制限、起業促す中小向け融資を見直し」との記事が掲載されました(以下「日経記事」といいます。)。その内容は、2023年4月から経営者保証に関する制限と新制度が設けられるというもの。経営者の皆様にとって非常に重要な内容ですので、今回のニュースレターでは、この記事の背景事情も含めて説明したいと思います。

「経営者保証ガイドライン」とは

事業を遂行していく上では金融機関から融資を受けることが一般的です。しかし、その融資の際に経営者が連帯保証を求められることが、起業や事業承継の妨げになると指摘されていました。この問題を解決するために2013年に制定されたのが「経営者保証ガイドライン」です。経営者保証ガイドラインの制定により、金融機関には、新規融資時や事業承継等の場面において、経営者保証に頼らない融資をすることが求められています。

2014年に運用開始された経営者

保証ガイドラインですが、2015年には経営者保証のない融資の割合は約12%に留まっていたところ、2021年上期には約30%にまで上昇しており、一定の効果は発揮してきたといえるでしょう。しかしながら、日経記事によれば、新規融資の際に金融機関から経営者保証ガイドラインの説明が十分になされないままに、従来の慣行通りに漫然と経営者保証が付けられる例が少なくなかったようです。そこで、金融庁は、金融機関に対する監督指針を改正し、金融機関に対して説明義務を課すことにしました。

金融機関の説明・報告義務

現行の経営者保証ガイドラインにおいても、金融機関は、保証契約の必要性や、将来的な保証契約の変更・解除の可能性を説明することとはされてきました。しかしながら、経営者保証ガイドラインでは、あくまで実務のあり方の指針を示していたに過ぎず、罰則などが設けられていたわけではないため、実際には、経営者保証ガイドラインに沿った説明がなされないケースが多かったことは先に述べたとおりです。

そこで、金融庁は、監督指針を改正して、次の事項について、金融機関に対して説明義務を課した上で、金融機関は説明したことを記録し、金融庁に報告する義務を課すこととしました。これにより、金融機関が経営者保証を求める手続が煩雑になり、金融機関は、事実上、経営者保証を求めにくくなるでしょう。



金融機関が説明を求められることになる具体的な事項は、現時点では明らかではありませんが、経営者保証ガイドラインの内容を踏まえると、次のような内容になると見込まれます。

- 経営者保証の必要性(なぜ経営者保証がないと融資ができないのか)
- 経営者保証の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うのではなく、保証人の資産状況等を勘案の上、履行の範囲が定められること(会社の倒産時においても、経営者は必ずしも破産するなどして全ての個人資産を吐き出さなくてもいい場合があること)
- 経営者保証の必要性がなくなった場合には、経営者保証の変更・解除等の見直しの可能性があること



金融庁による監督指針の見直しは2011年以來11年ぶりのことです。2011年には、第三者による連帯保証を原則禁止する規制が設けられましたが、それによって第三者保証は激減しました(2019年度で3%程度)。今回の改正によって、直ちに経営者保証が激減することはないと思われませんが、相当減少する(つまり経営者保証のない融資の割合が増える)ことは間違いのないでしょう。

経営者保証を解除できる新制度

現行の経営者保証ガイドラインにおいても、経営者保証の変更・解除等の申入れがあった場合には、金融機関は経営者保証ガイドラインに即して真摯かつ柔軟に検討することが求められていました。しかしながら、実際のところ、既存の保証契約を解除することはハードルが高かったように思われます。

そこで、日経記事によれば、中小企業庁は、経営者保証を解除できる新制度を導入する議論を本格的に始めたとのことです。具体的には、一定の条件の下で、中小企業が信用保証協会に支払う保証料を上乗せすれば経営者保証を不要にできる仕組みとすることを想定しているようです。保証料

の上乗せという経済的負担は増えますが、経営者保証を外す手段として、今後活用されていくことが期待されます。

終わりに

経営者保証をめぐるこれらの制度改正により、経営者保証に頼らない融資が促進され、それによって、新規の起業が進み、事業承継が円滑に行われることが期待されます。なお、現行の経営者保証ガイドラインの内容については、私のブログにまとめていますので、興味のある方は、是非そちらもご覧下さい(下記のQRコードからアクセスしていただけます)。



気が付けば、前回のニュースレターから5か月も経ってしまいました。その間、決して遊んでいたというわけではなく、中小企業診断士という国家資格の受験に取り組んでいました。中小企業診断士とは経営コンサルタントの国家資格です。それ自体に独占業務があるわけではありませんが、私としては、事業再生分野に取り組んでいくにあたって活用することが期待できるため、挑戦してみることにしました。



私自身、司法試験が人生最後の

試験になると思っていたので、まさか40代になってこんなにガチで勉強することになるとは思いもよりませんでした。20代の頃と比べれば記憶力も集中力にも衰えを感じるばかりで、なかなか辛い日々でしたが、運良く一次試験を突破することができ、先月、二次の筆記試験を受けてきました。さすがに勉強不足であったため、合格できたかどうかは運次第といったところですが、もう勉強する気力がないので、何とか受かってほしいと神頼みする日々です。

古瀬経営法律事務所

TEL:011-213-1723

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目327番地27 ジュピタープレイス2階
地下鉄をご利用の場合:地下鉄東西線「西11丁目駅」2番出口から南へ徒歩3分

<https://kose-law.net>

古瀬経営法律事務所

検索

営業時間
平日9時~18時

